

第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 青少年育成施策大綱の策定（平成20年）

○ニートやフリーターの数の高水準での推移や、様々な情報の氾濫やその伝達手段の多様化といった状況に対応するため、平成20（2008）年12月に「青少年育成施策大綱」が策定された（平成20年12月12日青少年育成推進本部決定）。

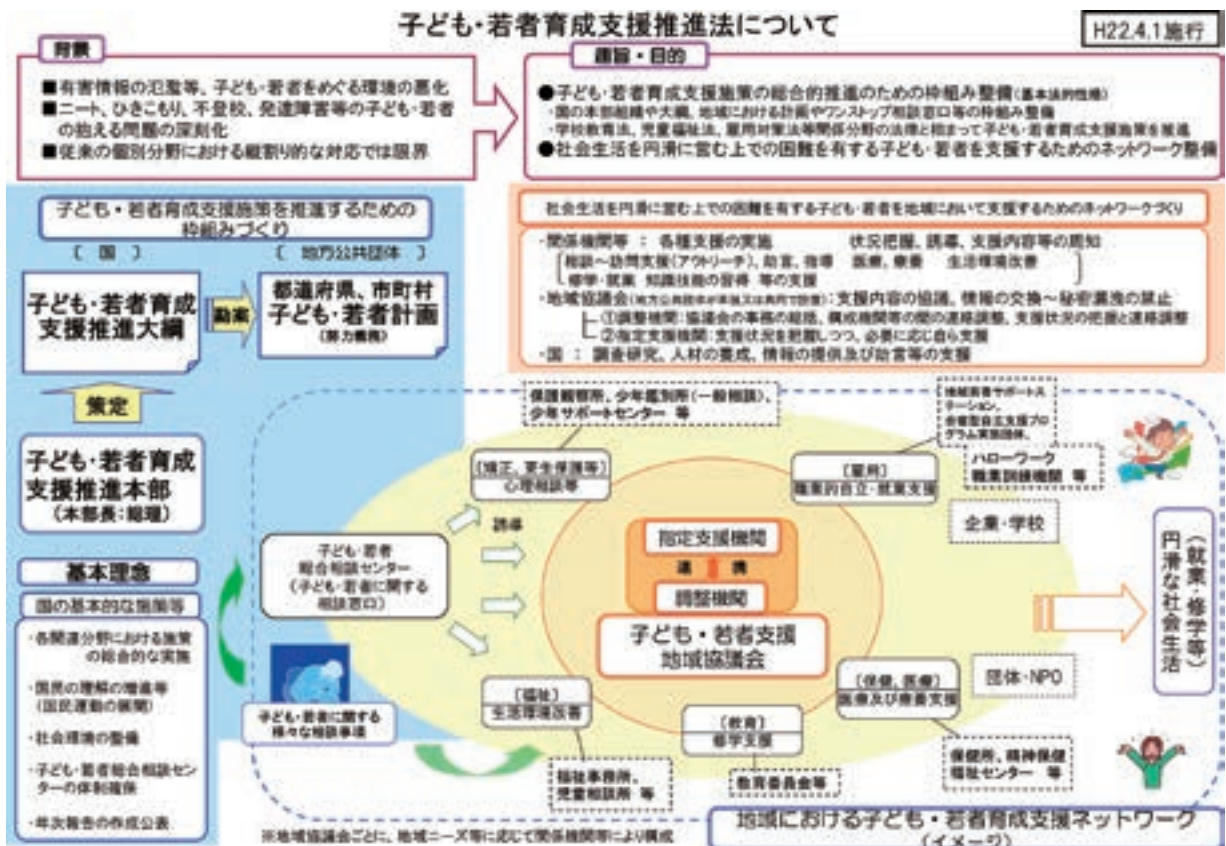
第2節 「子ども・若者育成支援推進法」の制定とそれに基づく取組

（「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行）

○平成21（2009）年の第171国会に政府提出法案として青少年総合対策推進法案が提出された。衆議院における修正を経て、平成21年7月、

- ・国の本部組織、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「大綱」という。）、地域における計画、ワンストップ相談窓口といった枠組みの整備
- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（以下この節において「法」という。）が、全会一致で可決、成立し、平成22（2010）年4月1日に施行された（図表1）。

図表1 「子ども・若者育成支援推進法」の概要



（出典）内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/contents.html>）

(子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の策定)

- 内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、内閣総理大臣を長とし全閣僚から成る子ども・若者育成支援推進本部が設置された。
- 子ども・若者育成支援推進本部は、平成22(2010)年7月23日、法に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

(大綱に基づく施策の点検・評価)

- 大綱の実施を推進するとともに、それに基づく施策の実施状況について点検・評価を行うため、平成23(2011)年7月、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催が決定された。

第2章 全ての子供・若者の健やかな成長の支援

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

- 平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領¹(以下「現行学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。
- 文部科学省は、「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布した。また、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年10月)を踏まえ、平成27(2015)年3月に、平成30(2018)年度から小学校、平成31(2019)年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行った。

(社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり)

- 文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。平成26(2014)年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成した。平成27(2015)年度は新たに、中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業を実施する。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設における運動を積極的に推進し、子供の生活リズムの向上に努めている。

(食育活動の推進)

- 「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月)では、「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27(2015)年度までに0%とすることを目指している。
- 内閣府は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」²を作成し、啓発を図っている。
- 文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の都道府県への配置を促進している。
- 厚生労働省は、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進してい

1 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。
2 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/index.html>